



第4回
JARECO
朝会

講師：Jason渡部氏
(NAR日本大使)

13/10/07 08:00-09:30

於：エスクロー・エージェント・ジャパン内
配布資料

NAR倫理綱領の条項（序文）

2013年1月時点有効

本綱領と序文中に使用される「リアルター」という用語には、「リアルターの資格を持つ営業担当者」も含まれる。

倫理綱領は、法律規定より以上の責務を規定する場合もあり、倫理綱領規定と法規が矛盾する場合は法規規定が優先する。

人類は全て地上に立つものなり。人類の自由な機関と文明の存続および成長は、この土地の賢明な利用と幅広く割り付けられた所有権に依存する。リアルターは、国家および市民の繁栄には、この土地の最も高度で最良の活用と、幅広い所有権の分配が必要なことを認識するものである。そのためにも、十分なる住宅の建設、機能的な都市建設、生産的な産業発展と農業開発、および健全な環境保全こそが必要となる。

であるからこそ、これらの必要性は通常の商行為を上回る義務を帯び、重大な社会的責任、および愛国心の義務を帯びる故、リアルターはそのことへ献身し、それに備えて自身を準備する必要がある。従ってリアルターは、自らの職業規範を維持改善し、その尊厳と名誉のため同一の責任を仲間にて担わなければならない。



クライアント、カスタマー、公共、ならびに業者との責務を理解して、リアルターは引き続き不動産に影響を及ぼす問題について良くこれを知るよう尽力し、知識豊かなプロとして、自らの経験の果実を積極的に分かち合って学び合うこととする。本倫理綱領の実践および適切なる規制機関への支持を通じて、公共への損失をもたらすような行動や、不動産業という職業に不名誉をもたらす行動を減していく。

カスタマーの資金あるいは財産の横領、故意の差別、相当なる経済的損害を及ぼすような不正行為、当該倫理規定に違反するようなそうした行為を知った場合、リアルターは該当する不動産協会理事会に届け出るものとする。

(2000年1月修正)

他の不動産プロフェッショナルとの協力が、自分たちのサービスを利用する人たちにとって最大の利益となる事を充分認識した上で、リアルターは専任でクライアントのために働くこと、競争相手（リアルター）に対し不公正な利益獲得を目指さないこと、他の業者の評判についてのコメントは求められない限り控えることとする。そのような見解を求められた



時、あるいはコメントが必要であるとリアルターが信じるべき事態に遭遇した場合、それらの見解は、個人的な動機や潜在的利益獲得といった利得により影響を受けない客観的で専門家としての立場からこれを行うべきものとする。

リアルターという用語は、能力、公平性、ビジネス上の高潔で道徳的な行動から発する高度の誠実さを含蓄するものである。利益をもたらす誘引動機とか、クライアントからの指示によりこの理想から逸脱することは何等正当化されるものではない。



この責務を解釈するに当たり、世紀を通じてこれまで伝えられてきた「すべて人々からしてほしいと思うことは、人々にもそのとおりにせよ」という黄金律以上に安全な指針となるものは他に無い。リアルターはこの規範を自らのものとし、個人的であれ仲間と協働してであれ、あるいはテクノロジーを通じての手段であれ、あらゆる行動においてその精神を遵守し、以下に定めた信条に沿ってビジネスを行うことを誓う。

(2007年1月修正)